

兵庫県公報

平成22年10月26日 火曜日 第 2230 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	3
○ 鳥獣保護区の指定（自然環境課）	3
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	4
○ 昭和50年兵庫県告示第2214号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	6
○ 平成9年兵庫県告示第1494号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	6
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	9
○ 道路の位置指定（建築指導課）	9
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	10
○ 地域森林計画の一部変更の案の縦覧（林務課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	12
県議会告示	
○ 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	13
選挙管理委員会告示	
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	13
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	14
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	17
公安委員会告示	
○ 暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく名称等の変更の届出	17

告 示

兵庫県告示第1069号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 一輝会 訪問看護ステーションみさき	医療法人 一輝会 理事長 萩原 一輝	神戸市兵庫区浜崎通5-8 ソーシア兵庫浜崎通210号	平成20年9月13日

財団法人 神戸在宅ケア研究所 兵庫しあわせ訪問看護ステーション	財団法人 神戸在宅ケア研究所 理事長 中村 三郎	同 市同 区大開通1-1-1 神鉄ビル1階	平成22年10月1日
なのはな薬局	尾林 弘基	同 市長田区梅ヶ香町2-11-8	同
ライフ学が丘薬局	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	同 市垂水区学が丘1-20-15	平成22年9月1日
医療法人社団 すずむ会 訪問看護ステーション	医療法人社団 すずむ会 理事長 佐野 隆	同 市同 区名谷町丸尾453-5	同
こまつ皮ふ科	小松 平	同 市西区白水3-1-15	平成22年10月1日
さかい整形外科	坂井 毅	同 市同区前開南町1-4-4	同
ナガタ薬局 伊川谷店	株式会社 アルカ 代表取締役 中島 康伸	同 市同区白水3-1-10	同
薬局・花水木	株式会社 ROSSO 代表取締役 小林 貫太郎	姫路市大塩町汐咲1-43-3	同
姫路市医師会訪問看護ステーション	社団法人 姫路市医師会 会長 石川 誠	同 市西今宿3-7-21	平成22年9月1日
尼崎あじさい薬局	株式会社 共栄ファーマシー 代表取締役 田中 顯彦	尼崎市東大物町2-2-30	同 年8月1日
あやめ薬局	同 上	同 市東難波町3-2-34	同
フォレスト薬局 武庫川店	株式会社 モリハラコーポレーション 代表取締役 森原 政博	同 市武庫川町4-18-7	同
あさひ調剤薬局	藤田 純達	同 市東難波町5-7-25	平成22年9月1日
ウロコ薬局 北城内店	株式会社 ナナミ 代表取締役 那波 久彰	同 市北城内88-4-102	同
ボン薬局	有限会社 ゆうわプランニング 代表取締役 富永 正裕	明石市西明石南町2-13-14 平野ビル1F	同
サトウ眼科	佐藤 寛之	西宮市津門西口町1-3 西宮アネックス101	同
しみず子どもクリニック	清水 俊男	同 市市庭町9-12	平成22年10月1日
ひのいけ薬局 甲子園口店	有限会社 ひのいけ薬局 代表取締役 大月 弘子	同 市甲子園口北町1-6	同 年8月9日
ひので薬局	有限会社 サンライズ 代表取締役 石井 重憲	同 市甲東園1-5-13	同 月20日
医療法人財団 樹徳会上ヶ原訪問看護センター すまいる	医療法人財団 樹徳会 理事長 大江 与喜子	同 市上ヶ原十番町1-85	平成22年9月27日
医療法人 二宮内科クリニック	医療法人 二宮内科クリニック 理事長 二宮 俊明	伊丹市梅ノ木4-6-22	同 月1日
みつこウィメンズクリニック	山田 美津子	同 市池尻4-9-11	同
ますだ歯科医院	院長 枘田 秀行	宝塚市山本南2-9-3-1-1F	平成22年8月20日
医療法人社団 関田会ときわ病院(医科)	医療法人社団 関田会 理事長 関田 幹雄	三木市志染町広野5-271	平成17年4月1日
医療法人社団 関田会ときわ病院(歯科)	同 上	同 上	平成22年3月1日
フタツカ薬局 三木南店	株式会社 セプタ 代表取締役 二塚 憲次	三木市末広1-6-41	同 年10月1日

風蘭訪問看護ステーション	株式会社 風蘭エンライメント 代表取締役 山本 由美子	同 市緑が丘町本町1-2-2	同 年3月19日
介護老人保健施設 高砂白寿苑	医療法人社団 順心会 理事長 栗原 英治	高砂市北浜町西浜773-1	同 年8月1日
ダリヤ調剤薬局 三原店	株式会社ウィーズ 代表取締役 水村 卓司	南あわじ市神代國衛1668-1	同 年9月1日
ごこう薬局	岸本 弘子	宍粟市山崎町山崎437	同
ピア薬局	株式会社 共栄ファーマシー 代表取締役 田中 顯彦	加東市藤田944-26	平成22年8月1日



兵庫県告示第1070号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
加東市	久米地区	平成22年10月26日から 同 年11月15日まで	加東市役所 東条庁舎



兵庫県告示第1071号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成18年兵庫県告示第1085号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成22年11月3日限りで消滅する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 由良町中央加入区
- 由良加入区
- 東由良町加入区



兵庫県告示第1072号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成22年11月4日から発生する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 由良町中央加入区
- 由良加入区
- 東由良町加入区



兵庫県告示第1073号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を

鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和45年兵庫県告示第1393号（鳥獣保護区の設定）は、平成22年10月31日限り、廃止する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
雌岡山鳥獣保護区	神戸市西区神出町老ノ口における市道神出村第16号と市道大久保広野線との交点を起点として、同所から市道神出村第16号を北進して市道神出村第17号に至り、同所から同市道を北東進して市道神出村第19号に至り、同所から同市道を東進して同区神出町古神の市道神出古神1号に至り、同所から同市道を南進して市道古神1号に至り、同所から同市道を南進して金棒池西南端における市道大久保広野線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで



兵庫県告示第1074号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和55年兵庫県告示第2814号（銃猟禁止区域の設定）、平成2年兵庫県告示第1579号（銃猟禁止区域の設定）、及び平成12年兵庫県告示第1358号（銃猟禁止区域の設定）は、平成22年10月31日限り、廃止する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
加西北部特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市上野町における県道下滝野市川線と市道殿原佐谷線との交点を起点として、同所から同市道を北進して農道西在田139号に至り、同所から同農道を東進してタカガワオーセントゴルフ倶楽部所有境界に至り、同所から同境界を東進して同市河内町における県道多可北条線に至り、同所から同県道を東進して市道河内野上線に至り、同所から同市道を南進して県道下滝野市川線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
利神城特定猟具使用禁止区域	銃器	佐用郡佐用町における県道中三河佐用線と町道横坂平福線との交点を起点として、同所から同町道を北進して智頭鉄道に至り、同所から同鉄道を北進して県道上三河平福線に至り、同所から同県道を北東進して知者谷橋西詰における森林管理道利神線の起点に至り、同所から同森林管理道を南東進して同森林管理道の終点に至り、同所から塩谷山奥池を通る谷を南東進して町道塩谷山西谷線に至り、同所から同町道を南東進して町道塩谷山線に至り、同所から同町道を南西進して県道中三河佐用線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
大撫山特定猟具使用禁止区域	銃器	佐用郡佐用町本郷における県道上福原佐用線と県道宮原力万線との交点を起点として、同所から県道宮原力万線を北進して県道才金宗行線に至り、同所から県道才金宗行線を北東進して町道田和線に至り、同所から同町道を北東進して町道出会田和線に至り、同所から町道出会田和線を北東進して県道才金宗行線に至り、同所から同県道を東進して県道下庄佐用線に至り、同所から県道下庄佐用線を南進して国道179号に至り、同所から同国道を西進して県道上福原佐用線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

<p>青倉山特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>朝来市山内における森林管理道青倉黒川線と市道川上多々良木線との交点を起点として、同所から市道川上多々良木線を北進して兵庫県円山川地域森林計画の旧朝来町156林班イ、ウ小班境界に至り、同所から同小班境界尾根筋を東北進して同市山東町与布土境界に至り、同所から同境界を南進して青倉山頂における同市多々良木、同市山東町与布土及び同市生野町黒川の境界点に至り、同所から同市多々良木と同市生野町黒川の境界を南進して森林管理道青倉黒川線に至り、同所から同森林管理道を西進して青倉神社市道脇駐車場から青倉神社森林管理道脇駐車場に至る遊歩道に至り、同所から同遊歩道を南西進して市道川上多々良木線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</p>
<p>猪名川特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>川辺郡猪名川町広根における県道切畑猪名川線と町道広根万善線との交点を起点として、同所から同町道を北西進して町道万善村上線に至り、同所から同町道を北進して町道南田原2号に至り、同所から同町道を南進及び東進して町道南田原線に至り、同所から同町道を南東進して県道川西篠山線に至り、同所から同県道を北西進して町道木津槻並線に至り、同所から同町道を東進して町道万善槻並線に至り、同所から同町道を南進して町道万善4号に至り、同所から同町道を北東進して町道下阿古谷槻並線に至り、同所から同町道を南東進して県道能勢猪名川線に至り、同所から同県道を南進して県道川西三田線に至り、同所から同県道を東進して川西市と猪名川町の境界に至り、同所から同境界を南西進して宝塚市、川西市及び猪名川町の境界点に至り、同所から宝塚市と猪名川町の境界を北西進して県道切畑猪名川線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、猪名川町上野字愛宕山、牛丸山、同町差組字六石山の区域を除く。</p>	<p>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</p>
<p>神出特定猟 具使用禁止 区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市西区神出町紫合における県道神戸加古川姫路線と加古郡稲美町の境界との交点を起点として、同所から同境界を北進して神戸市、三木市及び加古郡稲美町の境界点に至り、同所から神戸市と三木市の境界を東進して神戸市西区神出町五百蔵における市道大久保広野線に至り、同所から同市道を西進して市道神出里622号に至り、同所から同市道を南西進して市道神出村第74号に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸加古川姫路線(田井交差点)に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、雌岡山鳥獣保護区の区域を除く。</p>	<p>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年3月15日までの期間に限る。</p>
<p>グリーンピア三木特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>三木市細川町榎山におけるグリーンピア三木敷地内一円の区域</p>	<p>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</p>
<p>雪彦山特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>姫路市夢前町山之内字北桜ケ谷における県道雪彦山線と雪彦山登山道との交点を起点として、同所から同登山道を北西進して、通称不動岩及び通称出雲岩を經由して通称大天井岳の山頂に至り、同所から同登山道を北進して通称地藏岳へ向かう登山道に至り、同所から通称地藏岳へ向かう登山道を東進して同地藏岳に至り、同所から通称虹滝、通称大曲を通る登山道を東進して森林基幹道雪彦峰山線に至り、同所から同森林基幹道を南進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</p>
<p>城山特定猟 具使用禁止 区域</p>	<p>銃器</p>	<p>姫路市夢前町宮置における市道山富糸田線と櫃蔵川の左岸との交点を起点として、同所から同市道を北進して同市糸田の龍ケ谷川右岸に至り、同所から同川右岸を東進して谷(通称金井谷)を經由して山頂(通称掘割)における同市香寺町境界に至り、同所</p>	<p>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</p>

		から同境界を南進して山頂（通称城段山）に至り、同所から谷（通称カクシ谷）を西南進して櫃蔵川に至り、同所から同川左岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
猪篠特定猟具使用禁止区域	銃器	神崎郡神河町猪篠における国道312号と朝来市境界を起点として、同所から同境界を東進して関西電力送電線（生野支線）鉄塔No. 49とNo. 48を結ぶ線との交点に至り、同所から同送電線鉄塔No. 48を結ぶ線を南進して同送電線鉄塔No. 47及びNo. 46を經由してNo. 45に至り、同所から同送電線鉄塔No. 44を結ぶ線を南進して川（通称すが谷川）左岸に至り、同所から同川左岸を西進して追上川右岸に至り、同所から同川右岸を北進して川（通称おおかみ谷川）右岸に至り、同所から同川右岸を西進して播但連絡有料道路に至り、同所から同有料道路を北進して朝来市境界に至り、同所から同境界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
市島町竹田川特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市市島町東勅使における市道鴨西線の鴨西橋西詰と竹田川左岸堤防との交点を起点として、同所から竹田川左岸を北進して前山川右岸に至り、同所から同川を西進してJR福知山線に至り、同所から同線を北進して前山川左岸に至り、同所から同川を東進して竹田川左岸に至り、同所から同川を北西進して京都府福知山市境界に至り、同所から竹田川右岸を南進して市道鴨西線の鴨西橋東詰に至り、同所から市道鴨西線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで



兵庫県告示第1075号

昭和50年兵庫県告示第2214号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

表猪名川特定猟具使用禁止区域の項及び神出特定猟具使用禁止区域の項を削る。



兵庫県告示第1076号

平成9年兵庫県告示第1494号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

表三木市西部特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
三木市西部特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市別所町下石野における県道加古川三田線と加古川市の境界との交点を起点として、同所から同県道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を北西進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して金剛寺谷川に至り、同所から同川を南西進して市道岩宮大村線に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線に至り、同所から同市道を北進して市道加佐久留美線に至り、同所から同市道を西進して市道加佐草加野線に至り、同所から同市道を北進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して同市平井と同市細川町細川中の大字境界に至り、同所から同境界を南東進して同市平井、同市細川町細川中及び同市安福	平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

	<p>田の大字境界点に至り、同所から同市平井と同市安福田の大字境界を南西進して同市平井、同市安福田及び同市与呂木の大字境界点に至り、同所から同市安福田と同市与呂木の大字境界を南西進して志染川左岸に至り、同所から同川左岸を東南進して細目川に至り、同所から志染川左岸を東進して淡河川に至り、同所から同川を北東進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を南東進して市道三津田笠松線に至り、同所から同市道を南西進して三木市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、三木山森林公園鳥獣保護区の区域を除く。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



兵庫県告示第1077号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- (2) 作業期間
平成22年11月12日から平成23年3月25日まで
- (3) 作業地域
姫路市
- 2 (1) 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- (2) 作業期間
平成22年11月19日から平成23年3月25日まで
- (3) 作業地域
西宮市



兵庫県告示第1078号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（補助基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年11月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
明石市及び芦屋市



兵庫県告示第1079号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）

- 2 作業期間
平成22年10月18日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫元町及び武庫町地区



兵庫県告示第1080号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳（世界測地系へ座標変換））
- 2 作業期間
平成21年7月27日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
西宮市段上町1丁目ほか



兵庫県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年10月26日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 久美浜気比線	豊岡市気比字犬坂6番から 同 市気比字野田井1905番まで	旧	4.0から 21.0まで	1,156.0	
	豊岡市気比字犬坂6番から 同 市気比字羽子4317番まで	新	5.0から 27.0まで	708.0	



兵庫県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月26日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市香寺町溝口字京次981番1から 同 市香寺町溝口字京次982番6まで	旧	10.0から 11.0まで	36.0	
		新	10.0から 13.0まで	36.0	



兵庫県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月26日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 3 号	赤穂郡上郡町上郡字赤岩ヶ鼻422番1から 同 郡同 町大枝字中垣内18番1まで	旧	7.0から 35.0まで	568.0	
		新	12.0から 36.0まで	571.0	



兵庫県告示第1084号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり姫路港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成22年10月26日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 しゅん功認可年月日
平成22年8月27日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三
- 3 埋立区域の位置及び面積
姫路市広畑区富士町7番及び12番1地先公有水面
2-2-2-1工区 475.68平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成8年1月24日
兵庫県指令港第10号の9
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
姫路市



兵庫県告示第1085号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22丹波位置 0001号	22.10.4	篠山市網掛字十ノ坪399番2の一部、413番1の一部	6.00	53.73

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 m ²	地 目	予定価格 千円	入札保証金 千円
サ	神戸市中央区中尾町105番3	2,120.36	宅 地	167,721	16,773
シ	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1,014.88	宅 地	30,954	3,096
ス	加古川市東神吉町出河原字出口838番1	415.41	宅 地	12,089	1,209

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産

売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成22年10月28日（木）から同年11月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成22年10月28日（木）にあつては午後1時からとする。
郵送等の場合は、平成22年11月17日（水）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話（078）341-7711 内線 2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成22年11月30日（火）午後1時から同年12月7日（火）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成22年12月7日（火）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話（078）341-7711 内線 2550・2551



地域森林計画の一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所

<p>加古川地域森林計画の一部変更</p>	<p><加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡</p>	<p>平成19年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>	<p>兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所</p>
<p>揖保川地域森林計画の一部変更</p>	<p><揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</p>	<p>平成21年4月1日から 平成31年3月31日まで</p>	<p>兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林水産振興事務所</p>
<p>円山川地域森林計画の一部変更</p>	<p><円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</p>	<p>平成22年4月1日から 平成32年3月31日まで</p>	<p>兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所</p>

2 縦覧期間

公告の翌日から30日間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町北本荘二丁目985番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町一色東1丁目432番地の1
株式会社創久住研 代表取締役 久本了士
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成22年4月28日

兵庫県指令東磨（加土）（建）第1－5号（22播磨）

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市中広字別所62番3、64番、64番1、64番2の一部、64番6、68番2、69番1、69番4、69番5、71番1、71番2、78番3、78番5、78番8、79番1から79番3まで、81番、82番1、82番3、83番1、86番2、87番6

同 市中広字島田川原133番1、133番39、133番41、133番52から133番55まで、134番6、144番6、144番22、144番26から144番31まで、144番50から144番52まで、144番72、144番86

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂市中広144番地の2

有限会社徳信住宅 代表取締役 山 本 徳 夫

(3) 許可年月日及び許可番号

平成21年12月7日

兵庫県指令西播（光土）第1－12号（21赤穂）

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第3号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月26日

兵庫県議会議長 山 本 敏 信

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年兵庫県議会告示第6号）の一部を次のように改正する。
様式第24号中「個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「アラビア数字」の右に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第25号様式その1備考2中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

別記第26号様式その1及び備考3並びに別記第27号様式その1中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

別記第28号様式その1中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加え、同様式その2中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加え、同様式その2備考1中「アラビア数字」の右に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その2備考2及び備考3中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

別記第30号様式その1備考1中「アラビア数字」の右に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その1別紙その2(2)、備考3及び備考4中「自動車登録番号」の右に「又は車両

番号」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



兵庫県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成22年10月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
青木勝博後援会	青木勝博	横山隆一	高砂市北浜町西浜1153-2
石井正敏後援会	田中義昭	田中正治	加東市山国2036番地30
石井まさひこ後援会	石井雅彦	友藤芳雄	加東市大門690
岩崎たつお後援会	住田英隆	小勝負雅宏	西宮市名塩平成台16-5
上田弘文後援会	増井論	上田裕子	川西市大和東5丁目51番9号
大崎淳正後援会	大崎淳正	片岡祐子	川西市久代6-2-1-104
岸本まちこ後援会	土江康仁	岸本修	加東市多井田244-1
決断と実行の会。川西	小早昇	貝畑博正	川西市小花2-11-26
幸福実現党淡路後援会	尾崎史江	黒田勝子	南あわじ市賀集福井543-1
笹野真由美後援会	川口廣航	本行清	姫路市京町2丁目15番地
鈴木光義後援会	鈴木光義	鈴木京子	川西市新田2丁目24-1
田中こう後援会	松下修治	茅野涼一	宝塚市大成町10-49
徳安じゅん子後援会	徳安淳子	辻信行	尼崎市東難波町5-7-18 むろいビル2階
土肥喜房後援会	土肥喜房	土肥喜房	加東市大畑428
とみかわ晃太郎後援会	富川晃太郎	富川里子	宝塚市中筋5-15-4
中右憲利後援会	中右憲利	中右みよ子	加西市市村町390
なかそちづ子をはげます会	中曾千鶴子	中曾千鶴子	川西市新田3丁目21-11
長谷川みきお後援会	長谷川幹雄	原守	加東市藪254-1
ふくにし勝後援会	原龍生	福西詩子	川西市小花2-10-2-607
未来へつなぐ尼崎の会	稲村和美	松上辰之	尼崎市上ノ島町2丁目15-2
横石弘樹後援会	横石弘樹	横石弘樹	神戸市北区有野中町2丁目3-9-306

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
公明党衆議院小選挙区兵庫第8総支部	会計責任者	新	平田繁行
		旧	増喜重敏
自由民主党稲美支部	主たる事務所の所在地	新	加古郡稲美町国安110-3
		旧	加古郡稲美町下草谷40-27
	代表者	新	藤田佳恒
		旧	辰己久種

自由民主党宝塚市支部	会計責任者	新	森脇保仁
		旧	坂下賢治
自由民主党兵庫県土地改良支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区江戸町101番地 三共生興スカイビル206号兵庫土地改良(株)内
		旧	神戸市中央区下山手通5丁目7-15 グローリー山手ビル兵庫土地改良(株)内
民主党兵庫県参議院選挙区第4総支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
		旧	神戸市中央区下山手通4丁目10番1号

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
井上しげかず後援会	代表者	新	原 邦 廣
		旧	藤 井 求
今こそ、決断と実行の会	政治団体の名称	新	今こそ、決断と実行の会
		旧	決断と実行の会。川西
大倉すみ子後援会	代表者	新	柴原幸代
		旧	橋本ひさみ
	会計責任者	新	八木健一
		旧	中尾和夫
蔭山敏明後援会	代表者	新	曾根 寛
		旧	蔭山敏明
川崎重工労働組合播州支部政治活動委員会	会計責任者	新	北 幸 治
		旧	山田和由
川西忠信後援会	代表者	新	橋本健造
		旧	松井瑳一郎
	会計責任者	新	小林章宏
		旧	川西忠信
木下清子後援会	代表者	新	堀之内美義
		旧	栗田皓二
	会計責任者	新	川崎光男
		旧	片山正信
志方つとむ後援会	代表者	新	丸岡繁之
		旧	奥野弘行
	会計責任者	新	志方 匠
		旧	山田 勲
多田佳史後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区二宮町4丁目9-21 KYビル4F
		旧	神戸市中央区坂口通4丁目2-17

新 田 正 彦 後 援 会	会 計 責 任 者	新	高 尾 安 博
		旧	戎 本 忠 雄
兵 庫 県 土 地 改 良 政 治 連 盟	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	新	神戸市中央区江戸町101番地 三共生興スカイビル206号兵庫土地改良(株)内
		旧	神戸市中央区下山手通5丁目7-15 グローリー山手ビル兵庫土地改良(株)内
福 井 す み え を 支 え る 会	会 計 責 任 者	新	福 井 澄 榮
		旧	福 井 牧 男
冬 柴 政 経 懇 話 会	会 計 責 任 者	新	平 田 繁 行
		旧	増 喜 重 敏
三 橋 ま き を 育 て る 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	新	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
		旧	神戸市中央区下山手通4丁目10番1号
宮 本 や す お 後 援 会	代 表 者	新	宮 本 政 昭
		旧	宮 本 和 夫
M E L O N 伊 丹 社 会 活 動 委 員 会	代 表 者	新	松 元 三 賀 男
		旧	上 田 晃 司
	会 計 責 任 者	新	清 水 健 二
		旧	吉 田 誠
M E L O N 三 田 社 会 活 動 委 員 会	代 表 者	新	米 田 善 活
		旧	浅 居 繁 樹
	会 計 責 任 者	新	浅 居 繁 樹
		旧	幾 波 孝 浩
M E L O N 通 信 機 社 会 活 動 委 員 会	代 表 者	新	内 山 朋 亮
		旧	佐 野 利 文
	会 計 責 任 者	新	河 瀬 公 一
		旧	長 谷 川 学
M E L O N 姫 路 社 会 活 動 委 員 会	会 計 責 任 者	新	川 野 秀 希
		旧	中 尾 章 次 郎
八 木 隆 次 郎 後 援 会	会 計 責 任 者	新	川 野 秀 希
		旧	河 野 公 彦

3 解散の届出のあった政治団体

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
愛と希望のまち西宮をつくる会	稲 鍵 雄 康	平成22年8月31日
市 川 一 馬 後 援 会	入 谷 博 文	平成22年8月25日
大 塚 ひ さ よ し 後 援 会	南 晴 久	平成22年8月24日
木 挽 司 後 援 会	木 挽 司	平成22年9月15日
中 兵 庫 経 済 協 議 会	大 塚 久 喜	平成22年8月24日
山 田 さ と る 後 援 会	長 沼 洋	平成22年8月31日



兵庫県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成22年10月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
青 木 勝 博	高砂市議会議員	青木勝博後援会	高砂市北浜町西浜1153-2	青 木 勝 博	平成22年 8月16日
瀧 田 侑 加	高砂市議会議員	滝田ゆか・後援会	高砂市梅井2-5-5-508	瀧 田 侑 加	平成22年 8月26日
中 右 憲 利	加西市議会議員	中右憲利後援会	加西市市村町390	中 右 憲 利	平成22年 9月17日
長谷川 幹 雄	加東市議会議員	長谷川みきお後援会	加東市藪254-1	長谷川 幹 雄	平成22年 9月1日
横 石 弘 樹	神戸市議会議員	横石弘樹後援会	神戸市北区有野中町2丁目3-9-306	横 石 弘 樹	平成22年 7月7日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
多 田 佳 史	神戸市議会議員	多田佳史後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区二宮町4丁目9-21 KYビル4F
				旧	神戸市中央区坂口通4丁目2-17
三 橋 真 記	参議院議員	三橋まきを育てる会	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
				旧	神戸市中央区下山路通4丁目10番1号

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
大 塚 久 喜	兵庫県議会議員	中兵庫経済協議会	丹波市氷上町絹山517	大 塚 久 喜	平成22年 8月24日
木 挽 司	衆議院議員	フォーラム・チェンジ	伊丹市鋳物師3丁目74番地	木 挽 司	平成22年 9月15日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第319号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成22年10月26日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

1 変更に係る事項

(1) 法人の名称

変更前	変更後
財団法人暴力団追放兵庫県民センター	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター

(2) 暴力団追放事業を行う事務所の名称

変更前	変更後
財団法人暴力団追放兵庫県民センター 神戸暴力相談所	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター 神戸暴力相談所
財団法人暴力団追放兵庫県民センター 尼崎暴力相談所	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター 尼崎暴力相談所
財団法人暴力団追放兵庫県民センター 加古川暴力相談所	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター 加古川暴力相談所
財団法人暴力団追放兵庫県民センター 姫路暴力相談所	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター 姫路暴力相談所

2 変更しようとする年月日

平成22年11月1日